



柔軟な働き方の実現に向けた勤務制度の見直しについて

当社は、多様な人財が能力を最大限に発揮し、いきいきと活躍できる企業を目指して「ダイバーシティ&インクルージョン」の推進に取り組んでいます。

このたび、社員のチャレンジを後押しする環境整備や社員一人ひとりの多様な活躍の実現に向けて、人事関係制度の見直しを行います。

1. 「選択的週休3日制」の導入 【実施時期】2025年4月

柔軟な働き方の選択肢を増やし、社員のチャレンジを後押しする環境の整備として、「フレックスタイム制」で働く社員について、月間で労働時間を調整することにより、自ら1日の労働時間をゼロ(終日勤務しない)とすることを選択できるようにし、実質的に「週休3日」での勤務を実現できることとします

2. 「育児短日数制度(8日)」の全職種への拡充 【実施時期】2024 年 12 月

現在、乗務員に限り、小学校3年生までの子を養育する社員は、通常の休日に加えて、 1箇月あたり8日の休日を追加で取得することができる「育児短日数制度(8日)」を取 得できます。

今回、仕事と家庭の両立を図り、社員一人ひとりの多様な活躍を実現するため、「育児 短日数制度(8日)」の対象となる職種を乗務員以外の全職種に拡大します。

3. 難病・障がいを持つ子を養育する社員の支援拡充 【実施時期】2024年12月

現在、3歳を迎える年の年度末までの子を養育する社員については、1日の労働時間を6時間に短縮する「短時間勤務制度」を取得できます。また、小学校6年生までの子を養育する社員については、通常の休日に加えて、1箇月当たり最大4日の休日が追加で取得できる「育児短日数制度(4日)」を取得できます。

今回、仕事と家庭の両立を図り、社員一人ひとりの多様な活躍を実現するため、難病・ 障がいを持つ子を養育する社員については、子の年齢に関わらず、「短時間勤務制度」及 び「短日数勤務制度 (4日)」が取得できることとします。

今回ご案内の取り組みは、SDGs の 17 のゴールのうち、特に 3 番、5 番、8 番に貢献 するものと考えています。







